

野木町議会基本条例

平成27年4月1日施行

平成30年4月1日改正

前文

野木町民から直接選挙で選ばれた議員により構成される町の意思決定機関である野木町議会は、同じく町民から選ばれた執行機関の長である野木町長とともに、二代表制のもと、地域における民主主義の発展とより良い町民生活の実現のために、その役割を果たしていかなければならない。

地方分権の時代を迎えて、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、恵まれた自然環境と住環境を活かしつつ、より豊かな野木町へと発展するために、野木町議会は、町民の多様な意見を的確に把握して議会運営に反映させるとともに、町長の政策に対する論点、評価等を広く町民に明らかにする責務を負っている。

野木町議会は、このような認識のもと、議会における基本的事項を明確にし、町民に開かれた議会を築いていくことを決意し、この条例を制定するものである。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、二代表制のもとで議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、持続的な活力ある町づくりと町民の生活向上に資することを目的とする。

【解説】

第1条は、条例の趣旨と目的を定めるものです。

この条例は、議会の運営全般についての基本事項及び議員のあり方についての基本的事項を定めます。町議会の運営及び議員の活動は、この基本条例に即して行われることになります。

第2章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、町民に開かれた議会を実現しなければならない。

2 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、情報の公開と発信を積極的に行うものとする。

3 議会は、議員相互間の自由な討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

4 議会は、町民に対し政策上の論点の提示を積極的に行わなければならない。また、議長は、議案の審議に用いる資料を提供するなど、町民の議会審議に関する関心、特に傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。

【解説】

第2条は、議会の活動全般についての原則を定めるものです。

第1項は、議会が町民によって直接選挙された議員で構成される議事機関（注）であることを自覚し、町民に開かれた議会を実現することを定めます。

（注）ここで言う議事機関とは、議会が地方公共団体の意思を決定する機関であることを意味し、このことは憲法第93条で定められています。議会には、条例を制定し、町政運営の基本的事項を議決し、チェックを行う責務があります。

第2項は、議会が公正性及び透明性を確保した議会活動と開かれた議会を実現することを、主権者である町民に対して誓約することを定めます。

第3項は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじることを定めます。

第4項は、議会が政策課題及び政策上の論点等に関する情報提供を、主権者である町民に対して積極的に行うことを定めるとともに、議長は、町民の議会審議に対する関心を高めるため、議案資料等を提供し、情報の共有化を図るなど、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを定めます。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、町民全体の代表者であることを深く認識し、町民の負託に応える活動をしなければならない。

2 議員は、日常の研鑽によって、議員としての資質の向上及び政策能力の強化に努めなければならない。

【解説】

第3条は、議員の議会活動全般についての原則を定めるものです。

第1項は、町政における課題全般について多様な住民意思を把握するとともに、町民全体から選挙で選ばれた議員として、町民全体の生活向上を目指して活動することを義務づけることを定めます。

第2項は、自己の能力を高める不断の研鑽によって、資質の向上と政策能力の強化に努め、町民から選挙で選ばれた選良にふさわしい活動することを定めます。

（議員の政治倫理）

第4条 議員は、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、野木町議会議員政治倫理条例（平成14年野木町条例第37号）に基づき町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解説】

第4条は、議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を利用した不正な口利きなどをしない等、議員の責務を正しく認識して、野木町議会議員政治倫理条例（平成14年野木町条例第37号）を遵守し、その使命の達成に努めなければならないことを定めるものです。

（政務活動費の交付）

第5条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提案が実行されるよう、野木町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年野木町条例第43号）に基づき交付するものとする。

【解説】

第5条は、政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう野木町議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年野木町条例第43号)に基づき交付することを定めるものです。なお、政務活動費の使途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証書類を添付した収支報告を義務づけています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

- 第6条 議会は、議会活動に関する情報の公開を徹底するとともに、町民への説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会及び議会全員協議会を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会の運営に当たり、必要に応じ、参考人制度及び公聴会制度を活用して、町民及び学識経験者等の専門的又は政策的見識等を議会の審議等に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願又は議長が必要と認めた陳情の審議等においては、提出者の意見を聴く機会を設けることができるものとする。
- 5 議会は、町民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会において、各議員の各議案等に係る賛否を議会広報等で、原則として公表するものとする。
- 6 議会は、町民の意見を広く集め、政策提案に反映させるために、積極的に町民と議会との交流の場を設けるものとする。

【解説】

- 第6条は、町民と議会がどうあるべきかを定めるものです。
- 第1項は、議会の果たすべき重要な責務として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任の履行を定めます。
- 第2項は、議会の会議は原則公開とすることを定めます。
- 第3項は、常任委員会、特別委員会は、必要に応じ、公聴会を開き、学識経験を有する者等から意見を聴くことができ、町の事務に関する調査又は審査のために参考人の出席を求め、その意見を聴くことができることから、町民等の意見を聴く機会を設けることを定めます。
- 第4項は、議会が請願又は議長が必要と認めた陳情の審議等においては、提出者の意見を聴き、議会活動に反映させるしくみを定めます。
- 第5項は、議員に対する町民の評価が的確になされるよう、議案等に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを定めます。
- 第6項は、町民や関係団体等の意見を政策提案に反映させるため、議会に対する理解を促進するための意見交換会、模擬議会の開催等多様な交流の場を設けることとします。そして、これらの交流の場は、年1回に限らず設けることを定めるものです。

第4章 議会と町長の関係

(議会及び議員と町長等の関係)

- 第7条 二代表制のもと、議員は町長等の執行機関との質疑応答においては、常に緊張関係を保つように努めなければならない。

- 2 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答的方式で行う。
- 3 町長、副町長、教育長、部長、教育次長、課長及び局長は、議員の質問等に対して議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

【解説】

- 第7条は、議会及び議員と町長並びに執行機関がどうあるべきかを定めるものです。
- 第1項は、議員は、町長の行政運営に対して、常に冷静に判断し、問題点を指摘し、町政の改善を図っていく責務があります。そのために、執行機関との質疑応答において、常に緊張関係を保つように努めるべきことを定めます。
- 第2項は、本会議における質問等の論点・争点をより明確にしていけるために、質疑応答は一問一答方式で行うことを定めます。なお、当議会では、これまでもこの方式を採用しています。
- 第3項は、町長、副町長、教育長、部長、教育次長、課長及び局長は、議長又は委員長長の許可により議員の質問等に対して、論点・争点等を明確にするために、質問等の趣旨・内容・背景・根拠等を議員に問うことができることを定めます。

(町長による政策等の形成過程の説明)

- 第8条 議会は、町長が議会に計画、政策、施策及び事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう求めるものとする。
- (1) 政策等を必要とする要因又は背景
- (2) 他の政策案等との比較検討
- (3) 関係する法令及び条例・規則等
- (4) 町の基本的な計画等との整合性
- (5) 政策等の実施にかかる財源措置
- (6) 将来にわたる政策等のコスト計算

【解説】

- 第8条は、議会は、町長に対して、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定過程について、必要とする背景から将来コストまでの6項目にわたる情報の提供を求めることを定めるものです。

(予算・決算における政策説明資料の提示)

- 第9条 議会は、町長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議等に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の提示を求めるものとする。

【解説】

- 第9条は、議会は、町長が予算や決算を議会へ付議するに当たっては前条の規定に準じて、町民の代表である議員が審議等を深められるよう分かりやすい説明資料を提示するよう求めることを定めるものです。

（地方自治法第96条第2項の議決事件）

第10条 議会の議決事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項各号に掲げる議決事件のほか、同条第2項に規定する議決事件については、町政の重要事項の意思決定を行うため、必要に応じ別に条例で定めるものとする。

【解説】

第10条は、地方自治法第96条第1項で議会が議決しなければならない事件として15事項を定め、同条第2項で議決事件の追加措置を認めていますので、議会がその決定に参画する機会を確保する意味から、町政における重要な事項を別の条例で定めるものです。

第5章 議会改革の推進

（議会改革の推進）

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組み、かつ、確実に推進するよう努めなければならない。

【解説】

第11条は、議会は、継続的に議会改革に取り組み、これを確実に推進する必要があるため、議会に議会改革に関する努力義務を課すことを定めるものです。

（議会事務局の体制整備）

第12条 議会に執行機関から独立した議会事務局を置く。議会は、議会及び議員の政策形成と立案機能を高めるために、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化しなければならない。

2 議長が議会事務局の職員人事に関し任免権を行使する場合において、町長は、その意向を尊重しなければならない。

3 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

第12条は、議会事務局の設置及びその整備について定めるものです。

第1項は、議会は、独立した議会事務局を確立するとともに、議員が政策立案や調査立法活動を充分に行えるように、法制執務能力を持つ職員を議会事務局に配置するように求めるなど、必要な措置を行うことを定めます。

第2項は、町長は、議会事務局が町から独立した機関であることを充分に認識し、職員人事に関しての議長の意向を尊重することを定めます。

第3項は、議会が、議会としての機能を最大限に果たせるよう必要な予算の確保に努めなければならないことを定めます。

（議会図書室の設置）

第13条 議会は、議会図書室を整備・充実するものとする。

【解説】

第13条は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第19項に基づき設置が義務づけられている議会図書室について、その機能を果たすにふさわしい環境を保持することを定めるものです。

第6章 危機管理

（危機管理）

第14条 議会は、大規模災害等の不測の事態から町民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう町長等と協力し、危機管理体制の支援に努め、次の各号に掲げる対応を行うものとする。

- （1）議員による協議又は調整を行うための協議会等を開催すること。
- （2）状況を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて町長等に対し提言を行うこと。

【解説】

第14条は、大規模災害等の不測の事態における議会の果たすべき役割を定めるものです。この条文は、東日本大震災等の大規模災害に対応するために、新たに設ける自治体が増えてきています。

第7章 最高規範性及び見直し手続

（最高規範性）

第15条 この条例は、本町において、議会に関する最高規範である。

2 議会及び議員は、議会に関する他の条例、規則等の制定改廃及び解釈に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例の制定事項との整合性を図らなければならない。

【解説】

第15条は、本条例が、野木町において、議会に関する最高規範性をもっていることを定めるものです。

第1項は、議会に関する最高規範であることを定めます。

これは、数多く制定されている議会に関する条例、規則等の根本となる規範を定めている基本条例であるという意味です。

第2項は、他の条例、規則等の制定改廃及びその解釈に当たって、議会及び議員は、この議会基本条例の趣旨を尊重し、この条例の制定内容との整合性を図っていく義務を負うことを定めます。

（条例の見直し）

第16条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、随時検証し、必要に応じ、条例改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

第16条は、本条例が議会と議員の活動が活性化し、町民の代表として十分な役割を果たせるようにするものであることから、第1条に掲げた目的が実現するよう、その実効性について検証し、その検証の結果、改善すべき点については、改正等の適切な措置を講じていくことを定めるものです。

《お問合せ先》 野木町議会事務局

〒329-0195 野木町大字丸林571

TEL 0280(57)4106 FAX 0280(57)4190

E-mail gikaijimukyoku@town.nogi.lg.jp